

障害がある人のための福祉制度

三原市 障 害 者 福 祉 課

令和7年（2025年）4月_改

～ 目 次 ～

○障害者に関する相談窓口・・・・・・・・・・	1
○手帳の交付・・・・・・・・・・	3
○医療・保険・・・・・・・・・・	5
○手当・年金等・・・・・・・・・・	7
○補装具・日常生活用具・自動車関係・・・・・・・・	12
○税・マル優制度・・・・・・・・・・	17
○運賃割引・NHK受信料の免除等・・・・・・・・	20
○障害福祉サービス・障害児通所支援事業・・	25
○コミュニケーション支援事業・・・・・・・・	26
○つどいの場・・・・・・・・・・	27
○活動の場・・・・・・・・・・	28
○その他・・・・・・・・・・	28
○障害者総合支援法の対象となる難病・・・・・	巻末

障害者に関する相談窓口

三原市の障害福祉担当課（障害福祉に関する相談や申請窓口となります。）

担当課	住 所	電話番号	F A X 番号
本 庁障害者福祉課	三原市港町三丁目 5-1	(0848) 67-6060	(0848) 64-2130
本郷支所地域振興課	三原市本郷南六丁目 3-10	(0848) 86-1111	(0848) 86-4184
久井支所地域振興課	三原市久井町和草 1906-1	(0847) 32-7111	(0847) 32-7944
大和支所地域振興課	三原市大和町下徳良 111	(0847) 33-0222	(0847) 33-1543

三原市保健福祉センター・保健所

保健師等が精神保健福祉相談や家族支援等を行っています。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
三原市保健福祉課	三原市港町三丁目 5-1	(0848) 67-6053	(0848) 64-2130
本郷保健福祉センター	三原市本郷南五丁目 23-1	(0848) 86-3609	(0848) 86-6820
久井保健福祉センター	三原市久井町和草 1906-1	(0847) 32-8551	(0847) 32-8351
大和保健福祉センター	三原市大和町和木 1538-1	(0847) 34-0960	(0847) 34-0299
※ 東部厚生環境事務所 保健課	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011	

※県所管の機関です。

三原市委託相談支援事業所

障害者の方の生活一般・制度についての相談や専門機関の紹介、連絡調整等を行います。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	三原市城町一丁目 2 番 1 号 サン・シープラザ 3 階 三原市社会福祉協議会内	(0848) 63-3319	(0848) 63-3359
地域生活支援センター さ・ポート	三原市港町三丁目 19-6	(0848) 62-1736	(0848) 62-1737

県こども家庭センター

児童虐待や配偶者からの暴力（DV）など、複雑、深刻化する子どもや家庭への問題に対応するため、これまで別々の組織だった「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
東部こども家庭センター 三原支所	三原市円一町二丁目 4-1	(0848) 36-6711	(0848) 36-6714

発達障害者支援センター

発達障害のある方の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や、必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関への紹介を行っています。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
広島県 発達障害者支援センター	東広島市西条町西条 414 番 地 31 サポートオフィス QUEST	(082) 490-3455	(082) 427-6280

広島県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児等に関する様々な相談を受け、相談内容に応じて関係機関と連携した支援を行います。また、医療的ケア児等の支援に関する各種研修の企画・運営や、医療的ケア児等の支援に関する情報提供を行います。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
広島県 医療的ケア児支援センター	東広島市西条町田口 295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター内	(082) 425-1506	(082) 420-2281

手 帳 の 交 付

●身体障害者手帳

身体障害がある人に一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために交付する手帳で、県知事指定の医師が診断し、市が交付します。障害の程度により重度の人から1級～6級に区分され、各種の制度を利用するために必要です。

対象者	肢体(上肢・下肢・体幹)、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに障害のある人
必要書類	顔写真2枚(縦4cm×横3cm※6か月以内に撮ったもの) 診断書(県指定様式)
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●療育手帳

知的障害がある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、特別児童扶養手当等の各種援助措置を受けやすくするために交付する手帳で、障害の程度により重度の人から㉠、A、㉢、Bに区分されています。

対象者	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあり、県こども家庭センターにおいて、知的障害と判定された人（年齢制限はなし）
必要書類	顔写真1枚(縦4cm×横3cm※6か月以内に撮ったもの) ※別途、こども家庭センターに診断書の提出が必要です。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

※申請前に、こども家庭センター判定員の判定を受ける必要があります。

判定会予約専用ダイヤル（082）400-9010

●精神障害者保健福祉手帳

精神の障害がある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために交付する手帳で、県が判定して交付します。障害の程度により1級～3級に区分されています。

対象者	精神疾患を有する人のうち、長期にわたり、日常生活や社会生活に制約のある人
必要書類	顔写真1枚(縦4cm×横3cm※1年以内に撮ったもの) 診断書(県指定様式) ※診断書兼意見書に代えて、精神障害(知的障害を除く)を事由とした障害年金を受給中の方は障害年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書並びに同意書、精神障害(知的障害を除く)を事由とした特別障害給付金を受給中の方は特別障害給付金受給資格者及び国庫金振込(送金)通知書並びに同意書により申請することもできます。
有効期間 及び更新	有効期間は2年間。 更新は、有効期間の3か月前から行うことができます。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

医療・保健

●重度心身障害児・者の医療費助成

重度の身体障害児・者及び知的障害児・者が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。（入院時に食事療養費にかかる標準負担金は除く）

一医療機関ごとに1日200円（通院月4日まで、入院月14日まで）の自己負担があります。（加入する医療保険により、重度医療受給者証の自己負担額が異なる場合があります。）

対象者	身障手帳 1 級 ～ 3 級 療育手帳 ①・A・② の人 精神保健福祉手帳 1 級かつ自立支援（精神通院）受給者証所持者（通院のみ） ※所得制限あり、
必要書類	医療保険の資格情報のわかるもの（健康保険証、マイナポータルの医療保険資格情報画面の写し、医療保険者の交付する「資格情報のお知らせ」等） 身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証。 （市外から転入して来られた人は、前年分の所得額のわかる書類）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●自立支援医療（更生医療）の給付

身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費を公費で負担する制度です。（※18歳以上）医療費の自己負担は原則1割です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

必要書類	自立支援医療（更生医療）要否意見書 医療保険の資格情報のわかるもの（健康保険証、マイナポータルの医療保険資格情報画面の写し、医療保険者の交付する「資格情報のお知らせ」等） 身体障害者手帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すと認められる方（※18歳未満）を対象に、手術等の医療費を助成する制度です。医療費の自己負担は原則1割です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

必要書類	自立支援医療（育成医療）意見書 医療保険の資格情報のわかるもの（健康保険証、マイナポータルの医療保険資格情報画面の写し、医療保険者の交付する「資格情報のお知らせ」等）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●自立支援医療（精神通院）の給付

精神科の病気で病院や診療所に通院する際の医療費を公費で負担する制度です。

医療費の自己負担は原則 1 割です。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

平成 22 年 4 月以降の更新時の診断書は、**2 年に 1 回**必要です。（ただし、状態の変化がある場合は毎年必要。）

有効期間は**1 年間**。有効期限 3 か月前から更新手続きができます。診断書料は自己負担となります。

対象者	市内に居住し、統合失調症、躁うつ病などの精神病、てんかん、精神病質等のため精神科の治療が継続的に必要な方
必要書類	診断書（※参照） 医療保険の資格情報のわかるもの（健康保険証、マイナポータルの医療保険資格情報画面の写し、医療保険者の交付する「資格情報のお知らせ」等）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

※一時入院して、退院後再度通院を始めた場合でも、有効期間内であれば引き続き利用できます。
通院先を変更したり、住所や保険の変更がある場合は、変更届が必要です。

●障害認定による後期高齢者医療制度への加入

一定程度の障害（主に下記対象者に該当する状態）がある 65 歳以上 75 歳未満の人は、申請により広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、後期高齢者医療制度に加入することができます。

前年の所得により、自己負担割合(1 割、2 割または 3 割)や自己負担限度額及び保険料が決定し、現在加入している保険より自己負担が軽減となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

対象者	国民年金法における障害年金：1・2 級 身体障害者手帳：1・2・3 級および 4 級の一部 精神障害者保健福祉手帳：1・2 級 療育手帳：①・A
必要書類	これまでお使いの被保険者証等 個人番号（マイナンバー） 本人確認ができるもの 次のうちどれか 1 つ ・年金証書（障害年金） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
申請窓口	三原市保険医療課及び各支所

手 当 ・ 年 金 等

●障害基礎年金（必要書類については、お問い合わせください。）

初診日の加入年金	お問い合わせ窓口	電話番号
国民年金加入者	三原市市民課	(0848)67-6051
厚生年金加入者	三原年金事務所	(0848)63-4111

国民年金加入者の場合

①20 歳前に初診日がある場合

20 歳になったとき（障害認定日が 20 歳以後のときは、障害認定日）に、国民年金法 1 級または 2 級の障害の状態にある場合。

※本人の所得により、年金の支給に制限があります。

②国民年金の被保険者期間中に初診日がある場合

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を喪失した後 60 歳以上 65 歳未満で、初診日から 1 年 6 か月を過ぎた障害認定日に、国民年金法 1 級または 2 級の障害の状態にある場合。

※「障害認定日」とは、初診日から 1 年 6 か月を過ぎた日（1 年 6 か月を過ぎる前に障害が固定した場合には、その日）のことです。

③保険料納付要件

初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、次の給付要件のどちらかを満たしていることが必要です。

保険料 納付要件	ア. 国民年金加入期間の 3 分の 2 以上保険料納付済期間（免除・納付猶予期間含む）があること
	イ. 初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に未納がないこと （初診日が平成 3 年 4 月以前の場合、条件が少し異なります）

●特別障害給付金（必要書類については、お問い合わせください。）

国民年金の任意加入期間に未加入であったために、障害基礎年金の支給対象とならない人に対して生活を支援するためのものです。65 歳に達する日の前日までに請求が必要です。

※本人の所得により、給付金の支給に制限があります。

対象者	①平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和 6 1 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する人
申請窓口	三原市市民課 (0848)67-6051

●**特別障害者手当** （必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給します。ただし、認定について本人、扶養義務者の所得制限があります。

病院等に継続して3ヶ月以上入院した場合および施設に入所した場合には支給されません。

毎年8月更新。※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	20歳以上の人で次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳の1級程度の障害と異なる1級または2級程度の障害が重複している人 ② 日常生活において、基本的な動作がほとんど全てに介護を必要とする程度の障害がある人
支給額	月額 29,590円（令和7年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●**障害児福祉手当** （必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満で在宅の人に支給します。ただし、認定について本人、扶養義務者の所得制限があります。

毎年8月更新。※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	① 身体に障害があるか、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする人 ② 疾病や知的障害のため日常生活において常時介護を必要とする人 ③ 精神に著しい障害があるため日常生活で常時介護を必要とする人
支給額	月額 16,100円（令和7年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●**特別児童扶養手当** （必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に中度・重度の障害がある障害児を養育している人に支給されます。

ただし、認定について本人、扶養者の所得制限があります。児童が施設に入所しているとき、児童が障害を理由とする年金を受けているときは支給されません。

毎年8月に所得状況届（現況届）の提出が必要です。

※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	障害によって日常生活において著しい制限を受ける状態にある児童 ※原則診断書による審査です。内容により、手帳による審査ができる場合があります。
支給額	1級 月額56,800円（令和7年4月1日から） 2級 月額37,830円（令和7年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

※手当て額が年度途中で変更になる場合があります。

●**児童扶養手当**（必要書類については、お問い合わせください。）

父・母家庭または父（母）親が重度の障害者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護、養育している母（父）親または養育している人に支給します。

公的年金を受給している方は年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分を支給します。

認定については所得制限があります。

支給額	全部支給…46,690円（令和7年4月1日から） 一部支給…11,010円～46,680円（令和7年4月1日から） 2人目以降…全部支給の場合 11,030円
申請窓口	三原市子育て支援課（0848）67-6045

※手当額が年度途中で変更になる場合があります。

●**重症心身障害児福祉年金**（必要書類については、お問い合わせください。）

知的及び身体に重度の障害を有する児童を養護している人に年金が支給されます。

対象者	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している人 （施設入所している児童も含みます） ① 身体障害者手帳1級～3級 ② 療育手帳(A)、A、(B)
支給額	対象児童一人あたり月額2,250円
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、養育者の預金通帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●**重度心身障害者介護手当**

身体及び知的に重度の障害を有する人を介護又は療育している人(保護者)に対して支給されます。ただし、本人保護者の所得制限があります。

※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	5歳以上20歳未満で次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳1級（肢体不自由）で自力で起居及び移動が困難な者 ② 療育手帳(A)
支給額	月額2,000円（①及び②の重複障害の場合3,000円）
必要書類	障害者手帳、印鑑、保護者の預金通帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●心身障害者扶養共済制度

公的年金とは別に、心身障害児(者)の保護者（加入者）が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、加入者が死亡または重度障害者になった場合、残された障害児(者)に終身一定額の年金を支給し、障害児(者)の生活の安定と福祉の増進を図る任意加入の制度です。

	次のいずれかに該当する心身障害者で、将来独立自活することが困難であると認められる人																										
心身障害者の範囲	① 身体障害者手帳所持者で、1級～3級に該当する人 ② 知的障害者 ③ 精神または身体に永続的な障害を有する人で、①または②と同程度の障害と認められる人																										
加入資格	心身障害者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）で、次のすべての要件を満たしている場合 ① 加入時の年齢が65歳未満であること ② 特別な疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状況にあること ③ 加入限度は、障害児(者)1名につき、2口まで ④ 加入資格はこの制度を実施する都道府県・指定都市内に住所があること ⑤ 心身障害児（者）1人に対して、加入できる保護者は1人であること																										
年金の支給	支給事由が生じたその月から、生涯にわたり年金が支給されます。 1口加入者 月額20,000円（年額240,000円） 2口加入者 月額40,000円（年額480,000円）																										
弔慰金支給	1年以上加入後、加入者より先に障害児(者)が死亡した場合は、加入期間によって次の弔慰金が支給されます。 弔慰金、脱退一時金は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>加入期間</td><td>平成20年3月31日以前に加入されている方で平成20年4月1日以降の弔慰金、脱退一時金</td><td>(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金</td></tr><tr><td rowspan="3">弔慰金</td><td>1年以上～5年未満</td><td>30,000円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>5年以上～20年未満</td><td>75,000円</td><td>125,000円</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>150,000円</td><td>250,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">脱退一時金</td><td>5年以上～10年未満</td><td>45,000円</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>10年以上～20年未満</td><td>75,000円</td><td>125,000円</td></tr><tr><td>20年以上</td><td>150,000円</td><td>250,000円</td></tr></table>				加入期間	平成20年3月31日以前に加入されている方で平成20年4月1日以降の弔慰金、脱退一時金	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金	弔慰金	1年以上～5年未満	30,000円	50,000円	5年以上～20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円	脱退一時金	5年以上～10年未満	45,000円	75,000円	10年以上～20年未満	75,000円	125,000円	20年以上	150,000円	250,000円
	加入期間	平成20年3月31日以前に加入されている方で平成20年4月1日以降の弔慰金、脱退一時金	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金																								
弔慰金	1年以上～5年未満	30,000円	50,000円																								
	5年以上～20年未満	75,000円	125,000円																								
	20年以上	150,000円	250,000円																								
脱退一時金	5年以上～10年未満	45,000円	75,000円																								
	10年以上～20年未満	75,000円	125,000円																								
	20年以上	150,000円	250,000円																								
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所																										

●小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助事業

市外の医療機関を利用している児童の保護者に対して、通院にかかる交通費を補助します。

対象者	小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている 18歳未満の児童を、市外の医療機関に通院させている保護者。
助成内容	三原駅から通院する医療機関の最寄の駅までの在来線、またはその他公共機関 の大人料金の片道分（平成20年4月段階で設定された医療機関別補助金額）
申請時 必要書類	印鑑、小児慢性特定疾患医療受診券または特定疾患医療受給者証 （申請書類審査後、支給対象者に決定通知送付）
請求時 必要書類	印鑑、請求書、実績報告書、領収書 小児慢性特定疾患医療受診券または特定疾患医療受給者証
申請窓口	三原市子育て支援課（0848）67-6045

●腎臓機能障害者通院交通費補助事業

腎臓機能障害により、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院している方に対し、通院にか
かる交通費を補助します。

対象者	腎臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、人工透析（血液透析療法）を受 けるために通院している方。 ※所得制限（重度医療の所得基準に基づく）があります。 ※入院中は、支給の対象外です。 ※医療機関の無料送迎サービスを利用している場合は、支給対象外です。
助成内容	1か月につき500円～2,000円補助。 自宅から医療機関までの距離が2キロ未満 月額500円 自宅から医療機関までの距離が2キロ～10キロ未満 月額1,000円 自宅から医療機関までの距離が10キロ以上 月額2,000円
申請時 必要書類	申請書 ※用紙は三原市役所または各支所にあります。4か月ごとに提出が必要です。 身体障害者手帳 （申請書類審査後、支給対象者に決定通知送付）
請求時 必要書類	印鑑、請求書、実績報告書、領収書 ※請求は4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの4か月分まとめて請求。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

補装具・日常生活用具・自動車関係

●補装具の交付と修理・貸与

身体上の障害を補うための用具(補装具)の交付や修理・貸与をします。

対象となる人	身体障害者手帳を持っている人、または難病患者等 ・交付する用具の種目によっては身体障害者更生相談所の判定が必要。 ・18歳未満の児童の場合は、指定育成医療機関の医師の意見書が必要	
種類	視覚障害者用	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
	聴覚障害者用	補聴器
	肢体障害者用	義肢・装具・姿勢保持装置・車いす・電動車いす・歩行器 歩行補助つえ
	上記以外にも起立保持具・重度障害者用意思伝達装置等があります。	
自己負担	原則1割の負担ですが、世帯の所得に応じた月額負担上限額が設定され、低所得の方には軽減措置があります。	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

※補聴器・義肢・装具・姿勢保持装置・車いす（介助用車いすを除く）・電動車いす・重度障害者用意思伝達装置の新規購入のときは、身体障害者更生相談所の判定を受ける必要があります。再交付及び修理も特に医学的判定を要しないと認められる場合を除き、判定が必要です。

※平成24年度4月から、新たに補装具費も「高額障害福祉サービス費」の合算対象になりました。

（「高額障害福祉サービス費」は、障害福祉サービス、介護保険法上のサービス、児童福祉法に基づく障害児支援サービスにかかる利用者負担額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度です。）

※平成25年8月から、障害者手帳を所持しない軽度難聴児も補聴器の購入費助成制度の対象となっています。

※平成30年度から補装具の貸与が始まりました。対象の補装具については、お問い合わせ下さい。

●日常生活用具の給付

在宅の身体障害児・者、または難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、障害の内容により原則1割負担にて日常生活用具の給付を行います。

用具により、給付の上限が設定されています。

また、介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具貸与、特定福祉用具販売が優先されます。

※事前申請が必要です。インターネットからの申請も可能です。（HPを参照ください。）

必要書類	障害者手帳、用具の見積書やカタログなど ※診断書または支給意見書が必要な場合があります
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

対 象 用 具		対 象 者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)	耐用 年数
介護・訓練支援用具	特 殊 寝 台	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る） 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児又は重度知的障害者・児	3 歳以上 5
	特殊マット (褥瘡予防型)	下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る） であって、必要と認められる者 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児(3 歳以上の者) であって必要と認められる者	左記参照 5
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級（常時介護を要するもの）	学齢児以上 5
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級 (入浴に介助を要するもの)	3 歳以上 5
	体位変換器	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級 (下着交換等に介助を要するもの)	学齢児以上 5
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上 4
	訓練いす	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上 18 歳未満 3
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害（入浴に介助を要するもの）	3 歳以上 8
	便器	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	学齢児以上 8
	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 (立位が不安定でよく転倒するもの) 療育手帳(A)・A (てんかんの発作などにより頻繁に転倒するもの)	- 5
	T 字状・棒状 のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 (つえの使用により歩行が改善されるもの)	- 3
	移動・移乗 支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 (家庭内の移動等に介助を要するもの)	3 歳以上 8
	特殊便器	上肢障害 1 級・2 級 療育手帳(A)・A (訓練を行っても自らの排便後の処理が困難なもの)	学齢児以上 8
	火災 警報器	身体障害 1 級・2 級 (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) 療育手帳(A)・A (火災発生感知・避難が著しく困難なもの) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。	- 8

対 象 用 具		対 象 者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)	耐用 年数
自立生活支援用具	自動消火器	身体障害 1 級・2 級 (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) 療育手帳㊦・A (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。	- 8
	電磁調理器	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 療育手帳㊦・A	- 6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上 10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	18 歳以上 10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 1 級・2 級・3 級	3 歳以上 5
	ネブライザ(吸入器)	呼吸器機能障害 1 級・2 級・3 級、又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上 5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 1 級・2 級・3 級、又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齢児以上 5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	- 10
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	- 5
	視覚障害者用体重計	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	- 5
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害 3 級以上もしくは、心臓機能障害 3 級以上又は、同程度の障害者であって必要と認められる者。	3 歳以上 5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	学齢児以上 5
	情報・通信支援用具	上肢機能または視覚障害(機器の使用により社会参加が見込まれるもの)	- 6
	点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上(点字が読める者に限る)	- 6

対 象 用 具		対 象 者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)		耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障害	-	5
	視覚障害者用 IC タブレコーダー	視覚障害 2 級以上	-	5
	点字タイプライター	視覚障害 1 級・2 級（就学もしくは就労している者 または就労が見込まれる者）	-	5
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上	6
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置	視覚障害 1 級・2 級	学齢児以上	6
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害（この装置により文字等を読むことが可能 になるもの）	学齢児以上	8
	視覚障害者用時計	視覚障害 1 級・2 級	-	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	5
	聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害 （この装置によりテレビの視聴が可能となるもの）	-	5
	人工喉頭	咽頭摘出者		5
	人工内耳用電池	聴覚障害を有する者であって、人工内耳を装用 している者	-	-
	療育支援用具※	療育手帳（6 4 歳以下）又は障害児通所支援サービ ス受給証を所持する児童であって、用具の使用によ り療育効果が見込まれる者	左記参照	1
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ストマ造設者（直腸機能障害、ぼうこう機能障害）	-	-
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害 （排尿もしくは排便の意思表示が困難なもの） 高度の排便又は排尿機能障害	3 歳以上	-
	収尿器	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のあるもの	-	-
住宅改修費	居宅生活動作 補助用具	下肢または体幹 もしくは移動機能障害 1 級・2 級・3 級	学齢児以上	原則 1 回

※療育支援用具：言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練などが可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの。

●盲導犬の給付

重度の視覚障害者で、盲導犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てる方に盲導犬を給付します。なお、給付にあたり、盲導犬訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

お問い合わせ窓口	電話番号	FAX
三原市障害者福祉課	(0848) 67-6060	(0848) 64-2130

●自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合は、運転免許取得費の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の保持者で、運転免許の交付を受けた人であって、障害の程度が1級～4級の人（視覚障害者を除く）
運転免許の種類	第一種普通免許
助 成 額	免許取得に要した教習費用等の2／3（限度額 100,000円）
申 請 窓 口	三原市障害者福祉課及び各支所

●自動車改造費の助成

身体障害者が所有する自動車を自らの運転免許の条件に適合するよう改造する場合は、その改造に要する経費を助成します。

対 象 者	① 上肢・下肢・体幹機能障害者で、その障害の程度が1級～4級の人 ② 過去2年間改造費の給付を受けていない人 ③ 自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人
対 象 車	小型自動車及び軽自動車で、四輪以上のもの
助 成 額	改造に要した経費（限度額 100,000円）
所 得 制 限	一定額以上の所得がある場合は助成されません。
申 請 窓 口	三原市障害者福祉課及び各支所

税・マル優制度

●所得税・住民税算定上の控除

障害者本人、扶養者の所得から障害者控除が受けられます。

	障 害 者 控 除 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳(㊸)・B 精神障害者保健福祉手帳 2 ～3 級	特別障害者控除 身体障害者手帳 1～2 級、 療育手帳(㊸)・A、 精神障害者保健 福祉手帳 1 級	被扶養者が 同居の場合	お問い合わせ窓口
所得税	2 7 万円	4 0 万円	75 万円	税務署・勤務先等 三原税務署 代表 (0848) 62-3131
住民税	2 6 万円	3 0 万円	5 3 万円	三原市市民税課 (0848) 67-6031 →所得税で申告している場合 は、申告不要

●住民税が非課税

前年の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の障害者は、確定申告書・市県民税申告書・扶養親族等申告書（年金受給者）・扶養控除等（異動）申告書（給与所得者）で申告することで個人住民税が非課税となります。

お問い合わせ窓口	三原市市民税課	(0848) 67-6031
----------	---------	----------------

●相続税算定上の控除

法定相続人である 8 5 歳未満の障害者が相続した場合は、6 万円(身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳(㊸)・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の場合は 1 2 万円)にその者の（8 5 歳－相続開始時の年齢）を乗じた額が税額から控除されます。

お問い合わせ窓口	三原税務署	(0848) 62-3131
----------	-------	----------------

*その他の税（贈与税・事業税）

障害の程度等により、非課税となる制度があります。

	お問い合わせ窓口	電話番号
贈与税に関するお問い合わせ	三原税務署	(0848) 62-3131
事業税に関するお問い合わせ	広島県東部県税事務所 課税第一課	(084) 921-1311

●軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免

常時、障害者のために使用する車の税金の減免が受けられます。(対象者は下記のとおり)

本人または生計を一にする者が所有(取得)し、運転する車で使用目的等一定の要件を満たすもの。

(減免の対象となる車は、障害者1人につき、1台に限ります。)

【申請窓口】

	申 請 窓 口	電 話 番 号	備考
軽自動車税	三原市役所 市民税課 及び各支所 P1 参照	(0848)67-6030	納期限7日前までに手続きを済ませてください
自動車税	広島県東部県税事務所 尾道分室	(0848)25-2011	
自動車取得税	広島県東部県税事務所 松永庁舎 (福山自動車検査登録事務所内)	(084)933-3171	

【軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免対象者】 (基準日4月1日)

減 免 対 象 者	本人が運転する場合		同一生計者または常時介護者が運転する場合	
	軽自動車税	自動車税及び 自動車取得税	軽自動車税	自動車税及び 自動車取得税
視 覚 障 害	2～4級	2～4級	1～4級	1～4級
聴 覚 障 害	2～3級	2～3級	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級	3級	3級
上 肢 障 害	1～2級	1～2級	1～2級	1～2級
下 肢 障 害	1～6級	1～6級	1～3級	1～3級
体 幹 障 害	1～3、5級	1～3、5級	1～3級	1～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	1～2級 (上肢機能) ----- 1～6級 (移動機能)	1～2級 (上肢機能) ----- 1～6級 (移動機能)	1～2級 (上肢機能) ----- 1～3級 (移動機能)	1～2級 (上肢機能) ----- 1～3級 (移動機能)
内 部 障 害	1、3級	1、3級	1、3級	1、3級
音 声 障 害	3級(喉頭摘出 者)	3級 (喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出 者)
免疫不全ウイルス による免疫 機能障害	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級
肝臓機能障害	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級
知的障害			Ⓐ・A	Ⓐ・A
精神障害	1級	1級	1級	1級

4月1日以降に手帳交付を受けた場合は、次の4月1日が基準日になります。

●新マル優制度（預貯金等利子非課税）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、預貯金等利子非課税の申請ができます。

対 象 預 貯 金 等	郵便貯金、銀行等の預貯金、国債・地方債（限度額合計３５０万円）
必 要 書 類 等	手帳、印鑑（詳しくは、申請窓口にお問い合わせください。）
申 請 窓 口	取扱郵便局・金融機関等の各窓口

運賃割引・NHK受信料の免除等

●旅客運賃の割引

※各割引制度の詳細については各旅客運送会社にご確認ください。

【 第 1 種 】(第1種身体障害者手帳、第1種療育手帳 (A)とA)、第1種と記載のある写真付きの精神保健福祉手帳 の所持者)

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	介護者とも5割引	100 kmを超える場合のみ 5割引	介護者とも5割引	100 kmを超える場合のみ 5割引	JR 出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	普通急行券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	定期乗車券	介護者とも5割引	-	介護者のみ5割引	-	
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へお問い合わせください				航空券購入時に、手帳を提示し、購入
広島電鉄電車	普通乗車券	本人5割引 介護者2人まで無料	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-	バスの場合に同じ 回数券は割引なし
	定期乗車券	本人5割引 (介護者2人まで無料)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	-	
	定期乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	-	
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券購入時に、手帳を提示するとともに、乗船運賃割引申込書を提出
	急行便に係る 急行券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
	1等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
	1等旅客券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	特等旅客券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	特別室使用料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	座席指定料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	寝台料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	回数券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-	
	定期券	介護者とも3割引	-	介護者のみ3割引	-	

【次頁あり】

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内 タクシー	運賃	1割引（タクシー会社によっては割引していない場合もある）				手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に、手帳を提示し購入普通乗車券は、降車時に手帳を提示する
	回数券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者 <u>のみ</u> 3割引	-	

注意事項1) 介護者同伴、本人のみの欄に-が引いてあるものは、割引の適用がありません。バス・旅客線・タクシー等の割引運賃の適用について、他県においては別の手続が必要な場合がありますので、注意してください。なお、割引の対象となる障害のある人が他の手帳を所持していても、重複して運賃割引は適用されません。

注意事項2) 割引制度が適用となる介護者は、12歳以上の者（大人運賃適用者）に限られます。介護者の割引が適用になる方は、手帳に「介護」の押印または印字があります。

【第2種】(第2種身体障害者手帳、第2種療育手帳(㊦とB)、第2種と記載のある写真付きの精神保健福祉手帳の所持者)

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	-	100 kmを超える場合のみ 5割引	-	100 kmを超える場合のみ 5割引	JR出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	-	-	-	-	
	普通急行券	-	-	-	-	
	定期乗車券	-	-	介護者 <u>のみ</u> 5割引	-	
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へお問い合わせください				航空券購入時に、手帳を提示し購入
バス	普通乗車券	-	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に、手帳を提示 普通乗車券は、降車時に手帳を提示
	回数券	-	5割引	介護者とも5割引	5割引	
	定期乗車券	-	3割引	介護者 <u>のみ</u> 3割引	-	

【次頁あり】

交通機関	乗車船券の種類		障害者が 12 歳以上		障害者が 12 歳未満		割引方法等
			介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
広電 電車	普通乗車券		本人のみ 5 割引（介護者割引なし）	5 割引	介護者のみ無料（2 人まで）	-	バスの場合と同じ回数券は割引なし
	定期乗車券		本人のみ 5 割引（介護者割引なし）	5 割引	介護者のみ無料（2 人まで）	-	
アストラム ライン	普通乗車券		-	5 割引	-	-	
	定期乗車券		-	5 割引	介護者のみ 5 割引	-	
県内 の 旅客 船	2 等旅客券		-	100 km を超える場合のみ 5 割引 （距離制限なく割引する会社もある）	-	-	乗船券購入時に、手帳を提示するとともに、乗船運賃割引申込書を提出
	急行便に係る	急行券	-		-	-	
		1 等旅客券	-		-	-	
	1 等旅客券		-	-	-	-	
	特等旅客券		-	-	-	-	
	特別室使用料金		-	-	-	-	
	座席指定料金		-	-	-	-	
	寝台料金		-	-	-	-	
	回数券		-	-	-	-	
	定期券		-	-	介護者のみ 3 割引	-	
県内 タクシ-	運賃		1 割引				手帳を提示

注意事項 1) 介護者同伴、本人のみの欄に-が引いてあるものは、割引の適用がありません。バス・旅客線・タクシー等の割引運賃の適用について、他県においては別の手続が必要な場合がありますので、注意してください。なお、割引の対象となる障害のある人が他の手帳を所持していても、重複して運賃割引は適用されません。

注意事項 2) 割引制度が適用となる介護者は、12 歳以上の者（大人運賃適用者）に限られます。介護者の割引が適用になる方は、手帳に「介護」の押印または印字があります。

●障害者優待乗車証の交付

障害のある人で、次の対象となる人は、三原市内を運行する生活路線バスに無料で乗車できる乗車証を発行します。（障害者優待乗車証と障害手帳を一緒に提示してください。）乗車証を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。

対象者	三原市在住の人で、次の手帳を所持している人 ①身体障害者手帳（1種の人） ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●重度障害者タクシー券の交付

障害のある人で、次の対象となる人は、対象のタクシーで使える、タクシー券を発行します。三原市内の乗降のみ使用できます。タクシー券を使用する時は、障害者手帳を提示してください。

タクシー券を発行した場合は、障害者優待乗車証は返却となります。

対象者	三原市在住の人で、次の手帳を所持している人 ①身体障害者手帳（肢体不自由1級） ②療育手帳 [Ⓐ] ③精神障害者保健福祉手帳1級
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●障害者優待乗船券の交付

障害のある人で、三原市鷺浦町に居住する対象者は、三原港～向田港・小佐木港・鷺港・須波港のいずれかの区間に、割引運賃で乗船（車両の乗船料金にも充当可能）できる乗船券を発行します。（障害者優待乗船券と障害手帳を一緒に提示してください。）乗船券を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。

対象者	障害者優待乗車証の対象者と同じ
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●有料道路通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合、または障害者が同乗し介護者が運転する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

対象者	障害者自らが運転する場合	身体障害者手帳を持っている人（１種、２種）
	介護者が運転する場合	重度の身体障害者または知的障害者(A、㉠)を同乗させている人
必要書類等	障害者手帳、車検証（※参照）、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ETCの場合は、ETC車載器セットアップ申込書又は証明書、ETCカード（18歳以上は本人名義のカード）	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

※自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄の記載は個人名に限ります。ただし、割賦購入又は長期リースの方で「使用者の氏名又は名称」欄に個人名義が記載されている場合は対象となります。（確認の為、割賦契約書又は、リース契約書をお持ち下さい。）

●NHK受信料の免除

次のとおり放送受信料が免除されます。三原市福祉事務所で証明が必要です。

対象となる人	全額免除	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を持っている人がいる世帯で、かつ同一住所・同一契約されている方が市町村民税非課税の場合
	半額免除	① 視覚障害者または聴覚障害者により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ② 重度（１級または２級）の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ③ 重度(㉠)・Aの療育手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ④ 重度（１級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。
必要書類	身体障害者手帳もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

障害福祉サービス・障害児通所支援事業

●障害福祉サービス

身体障害者手帳を持っている人、知的障害がある人、精神障害がある人または難病患者（別紙参照）は、次のサービスを利用できます。

（ただし、介護保険対象者は、介護保険サービスが優先となります。）

(1)介護給付
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・療養介護・生活介護など
(2)訓練等給付
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助など
※地域生活支援事業として、移動支援・日中一時支援・訪問入浴などがあります。

●障害児通所支援事業

障害児（発達上の課題を持つ児童も含む）が療育機関へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けることができます。

(1)児童発達支援
未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行ったり、肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
(2)居宅訪問型児童発達支援
重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問し、発達支援を行います。
(3)放課後等デイサービス
就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
(4)保育所等訪問支援
保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

申請窓口 三原市障害者福祉課及び各支所

コミュニケーション支援事業

●手話通訳・要約筆記者の派遣

聴覚、音声機能、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

対象となる人	聴覚、音声機能、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人
利用料	無料（ただし、派遣員の入場料や駐車場代など実費が必要な場合があります。）
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町 1 丁目 2 番 1 号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599)

●手話通訳者による相談

手話による様々な相談を行っています。

対象となる人	手話を使用する人。
利用料	無料
日時	9:00～16:30（木曜日・金曜日のみ）
問合せ先	三原市社会福祉協議会 三原市城町 1 丁目 2 番 1 号 (TEL 0848-63-0570) (FAX 0848-63-0599)

●点訳本等の作成

文字による情報入手が困難な障害がある人等に点訳を行っています。

対象となる人	文字による情報入手が困難な視覚障害者等
利用料	無料
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町 1 丁目 2 番 1 号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599) 実施団体：点訳ボランティア「てんゆう会」

●朗読・録音テープ等の作成

文字による情報入手が困難な障害がある人等に音声訳を行っています。

対象となる人	文字による情報入手が困難な視覚障害者等
利用料	無料
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町 1 丁目 2 番 1 号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599) 実施団体：朗読録音グループ「声の友」

●重度障害者入院時コミュニケーション支援

意思疎通が困難な重度の障害のある人が、医療機関等に入院する際、対象者を熟知している支援者を派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する。

対象となる人	自ら意思表示はできるが意思伝達や理解が困難な人で、入院時において親族等の支援者がいない 64 歳未満の人
利用時間	1 入院あたり原則 15 時間までの意思疎通支援
問い合わせ先	三原市障害者福祉課 障害者福祉係 P1 参照

つどいの場

●三原市身体障害者福祉協会連合会

会の特徴 及び メッセージ	身体に障害がある人々の自立や生活の安定・福祉の増進等を図ることを目的に活動しています。 活動内容は、全国身体障害者福祉大会、広島県身体障害者福祉大会、中四国身体障害者福祉大会、県陸上競技大会等への参加、また、パソコン教室、スポーツ大会・教室や学習会を催しています。多くの人との交流やふれあいを大切にしながら健康維持を図っていきます。もっと会のことを知りたい。また参加したい人は、ご連絡ください。 三原代表 内 秀孝 0848-62-5866 久井代表 白川 利道 0847-32-7193 大和代表 谷杉 義隆 0847-34-1132
事務局	〒729-1331 三原市大和町棕梨 2959 番地
問い合わせ先	T E L 0847-34-1132

●三原市 視覚障害者福祉協会

会の特徴 及び メッセージ	視覚障害者の社会的、文化的生活の向上と福祉の増進を図ると共に、会員相互の親睦と情報交換を図ることを目的として活動しています。活動内容は、大正琴、茶道、料理教室や健康体操、また佐木島での歩行訓練等を開催しています。参加したい人、相談だけでもよいので、お気軽にご連絡ください。
事務局	〒723-0015 三原市円一町三丁目 8 番 1 - 510 号
問い合わせ先	T E L 0848-64-7059

活動の場

●地域活動支援センター

活動内容	日中、施設で創作的活動、生産活動を行います。
問い合わせ先	○障害者生活支援センター ドリームキャッチャー 三原市城町一丁目2番1号 電話 0848-63-3319 ○地域生活支援センター さ・ポート 三原市港町三丁目19番6号 電話 0848-62-1736 ○わくわく工房 三原市本郷町船木1493番地1 電話 0848-86-4974 ○小規模はげみ会作業所 三原市中之町一丁目24番35号 電話 0848-62-5866

そ の 他

障害者やその家族などを対象として次のような制度があります。

制度名	問い合わせ先
(1) 市営住宅への入居 優先入居対象住宅に申し込みの際に次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が2倍になります。 1 身体障害者手帳（障害の程度が1級～4級） 2 療育手帳（㉠、A、㉢） 3 精神障害者保健福祉手帳等（障害の程度が1級～2級）	指定管理者 三原市営住宅管理グループ (0848) 62-1800
(2) 県営住宅への入居 次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が高くなります。 1 身体障害者手帳（障害の程度が1級～4級） 2 療育手帳（㉠、A、㉢） 3 精神障害者保健福祉手帳等（障害の程度が1級～2級）	指定管理者 堀田・誠和共同企業体 (0848) 61-2215
(3) 生活福祉資金の貸付 低所得者、障害者又は高齢者の世帯が安定した生活を送れるように、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。 ※事前に、他法・他制度の具体的な検討や申請が必要です。	三原市社会福祉協議会 (0848)63-0570
(4) 駐車禁止の適用除外 一定の要件に該当している歩行が困難な方に駐車禁止除外指定車標章を交付します。交付を受けている方が標章を使用中の車両に掲示することにより、公安委員会による駐車	三原警察署 代表(0848)67-0110

禁止規制の対象から除かれます。	
(5) 思いやり駐車場 身体・精神・知的障害、難病、高齢、けが、妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な方を対象に、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを利用できる利用証を交付します。	申請窓口 社会福祉課または各支所 ※電子申請も可能です 申込QR→ 
(6) NTT無料電話番号案内 一定の障害のある人に対し、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」が提供されています。 「ふれあい案内」の利用には、事前登録が必要です。	NTTふれあい案内事務局 0120-104174
(7) 携帯電話の基本使用料等の割引 携帯電話各社ごと、障害者手帳の交付を受けている人を対象に携帯料金の割引サービスを提供しています。	各販売店等
(8) 車いす等の貸出 在宅で福祉機器が必要な高齢者や障害のある人に福祉機器のレンタルをしています。 ※介護認定を受けられている方は介護保険の福祉用具貸与サービスが優先されます。	三原市社会福祉協議会 (0848)63-0570
(9) 公共施設等の入館料・利用料・入園料の割引	各公共施設等